

佐賀市立公民館運営の経過

- 昭和 22～26 年 公民館の設置運営について【文部次官通牒】（S21.7）を受け、公民館を設置（S22, 23 合併前の村、S26 市内）
戦争への反省、戦後復興という課題に立ち向かうべく誕生
民主主義の学校、住民自治の本質づくりと言われてきた。
- 平成 18 年 4 月 地域による公民館運営開始（旧市 19 公民館）
⇒小学校区ごとの公民館運営協議会で公民館主事を雇用
- 平成 24 年 4 月 公民館運営を市の直営へ（旧市 19 公民館）
⇒公民館主事を市の非常勤として雇用（条例の制定）
- 平成 26 年 4 月 市民生活部に協働推進課を新設
公民館のソフト事業を補助執行（施設整備、人事関係事務は、引き続き教育委員会（社会教育課）で執行
⇒公民館主事は、教育委員会所属で市長部局兼務
- 平成 28 年 4 月 大和・富士生涯学習センター及び川上・春日・春日北コミュニティセンターを公民館の名称へ統一
⇒職員体制も全市的に統一（大規模館を除き、館長、職員 2 名の 3 名体制）
- 平成 30 年 4 月 地域振興部に公民館支援課を新設
公民館に関する事務を一元化
⇒公民館は法律上教育委員会の所管であるため、地域振興部の職員が補助執行する形で事務に従事
- 令和 2 年 4 月 会計年度任用職員制度の開始
⇒公民館長、嘱託職員を会計年度任用職員へ
※公民館長は、勤務時間の定めのない非常勤特別職から、1 日 5 時間 45 分勤務へ変更
- 令和 3 年 4 月 公民館を市長部局へ移管
⇒教育委員会事務の補助執行がなくなり、公民館職員の兼務解除
※公民館専門職主事を市の正規職員として任用（60 才以上の者は、経過措置により専門職主事の身分のまま据置き）
- 現 在 勤務時間の変更はあったが、大規模館を除き、公民館長、職員 2 名体制は変わっていない。

[市長部局への移管の背景]

令和元年5月 第9次地方分権一括法の成立

公民館等の公立社会教育施設について、地方公共団体の判断で条例化することにより、首長部局で所管することが可能となった。



本市においては、

- ・すでに補助執行という形で市長部局において一元化を図っていること
- ・今後、地域の拠点としての様々な機能強化が求められること
- ・地域コミュニティ施策をはじめとした市長部局の各施策との連携強化のためには、市長部局への移管が望ましく市長部局へ移管した。

※移管後の運用

市長部局への移管後も教育施設という位置付けに変わりはないため、引き続き、教育委員会と連携しながら、社会教育関連事業を推進する。

[会計年度任用職員制度移行の背景]

令和2年4月 地方公務員法及び地方自治法の一部改正（施行）による
会計年度任用職員制度の開始

- ・臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保
- ・特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用条件の厳格化

※総務省の指針

●非常勤特別職に該当する職

専門的な知識経験を有する者が就く職であって、当該知識経験等に基づき非専務的に公務に参画する労働者性の低い職であり、助言、調査、診断等を行う職に限定される。

●特別職から一般職へ移行する職

教育委員会関係・・・学校の講師、部活動指導員、図書館職員、公民館長、スクールカウンセラーなど

臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化が求められるもの。
それまでの制度による任用継続は困難



公民館長・・・非常勤特別職から会計年度任用職員として任用
専門職主事・・・非常勤職員から市の正規職員として任用
(60才以上の者は、経過措置として据え置き)

今後の公民館が果たす機能のあり方について

公民館に求められる役割

(1) 公民館の現状

- 運営体制などの変化とは関係なく地域の各種団体の衰退傾向などの地域づくりへの対応はできていない。
- 地域の生活実践に結びつけるところまでできていない。
- ボランティアなどに人が集まりにくい。
- 学校との連携があまりできない。
- 地域行事のお世話役に追われる。

(2) 公民館に求められる役割

- 地域リーダー（お世話役）人材の発掘、育成
- 地域活動、ボランティア等への意識の醸成
- 住民の集団化、ふれあいづくり
- 地域の課題解決（現代的課題）
 - ・各種団体の活性化 活動の支援や助言、団体同士の連携・交流の支援
 - ・現代的課題の学習

今後行政がなすべき役割

(1) 現状と問題点

- ア これまでの公民館行政
地域づくりなどの機能面は公民館にお任せにしてきた。
- イ 地域づくり行政
上意下達的な関与により、一律に地域の各種団体とその活動を作り、住民のやらされ感や行政のためにしてやっている感を作ってしまう、自治意識を醸成できなかった。

(2) 今後行政がなすべき役割

- ア 公民館行政
 - 公民館のあるべき機能を果たすことができる、公民館職員の育成や指導、事業評価
 - 公民館が機能を果たしやすくなるような情報支援、全市向けの普及啓発、経費支援等の制度
- イ 地域づくり行政
 - 自発性を醸成するかわり方
 - 一律主義のみでなく意欲がある校区の応募型の方策
 - 現代的課題に関する専門性の支援
出前講座、人材、学習素材の提供



平成23年8月 佐賀市立公民館が果たす機能に関する佐賀市教育委員会方針

1 公民館が果たすべき役割・機能

公民館は、市民一人ひとりの力及びこれを基にした多様な学習活動により、よりよい地域、社会の実現を目指すための市民の育成、力量形成を目的として設置されており、その実現のために次のことに重点を置く。

- (1) 地域の連帯力をつくる
- (2) 地域の教育力を高める
- (3) 地域の課題解決力を高める
- (4) 地域への情報発信力を高める

2 公民館が果たす役割・機能を充実するための社会教育行政

(1) 公民館機能を充実させる取り組み

ア 公民館職員の体系的な研修プログラムの策定

⇒公民館職員の育成を図るため研修プログラムを策定し、職種や経験に応じた能力の向上に努めている。「公民館運営の手引き」を平成24年4月作成

イ 公民館の事業や運営にかかる評価制度の構築

⇒公民館が果たすべき役割・機能の充実が図られているかを検証するため、各館の事業ごとの評価表を作成、ヒアリングを経て評価を実施しHPで公開している。

ウ 市民の社会参画意識を高める施策

⇒市民が地域への関心を深め、地域の抱える様々な課題を考える場や解決にむけた取り組みを推進。

エ 地域リーダー人材を発掘・育成する施策

⇒地域の実態や住民の公民館に対する意識などを把握しながら、公民館事業の参加者を地域活動へと導き、新たな地域活動への担い手を育成

オ 市役所各課や関係機関との連携推進策

⇒月1回、公民館連絡会議を開催し、市役所各課や関係機関との連携を推進

(2) 公民館の運営体制に関する課題の解決

ア 地域委託によって生じた旧佐賀市公民館の課題を解決

⇒旧市公民館の運営を地域委託から直営に戻した（平成24年4月）

イ 市町村合併によって生じた旧佐賀市と旧町村の均衡化

⇒平成28年4月に、市内の生涯学習センター及びコミュニティセンターを公民館の運営体制、名称に統一を図った。



平成24年10月「公民館の指針」

教育委員会事務局（社会教育課）が上記方針の中に定めている4つの役割について具体的な取組みを盛り込み、社会教育委員の会議に諮って策定

公民館の指針（概要版）

| | | | |
|---------------------|---|----------------------|--|
| タイトル | 公民館の指針 | | |
| サブタイトル | 公民館を拠点とした地域づくりをめざして | | |
| 策定の趣旨 | 平成23年8月に策定した「佐賀市立公民館が果たす機能に関する佐賀市教育委員会方針」の中に掲げている4つの役割・機能を向上させるため、公民館の運営が有効に行われるためのガイドラインとなるもの。 | | |
| 構成 | 4つ役割・機能の中にそれぞれ施策分類を掲げ、その中に公民館の主な役割を記載している。 | | |
| | 役割・機能 | 施策分類 | 主な役割の項目 |
| | I 地域の連帯力をつくるために | 1 社会参画意識の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ・場の提供 ・活動支援 ・学習機会の提供 ・文化創造 ・相談 ・情報収集・発信 |
| | II 地域の教育力を高めるために | 1 子どもへのまなざし運動の推進 | |
| | | 2 地域ぐるみでの子ども・若者育成の推進 | |
| 3 家庭教育への支援の充実 | | | |
| III 地域の課題解決力を高めるために | 4 地域づくり・人づくりの推進 | | |
| | 1 現代的課題に関する学習の推進 | | |
| IV 地域への情報発信力を高めるために | 2 子ども・若者問題対策、非行対策 | | |
| | 1 社会教育活動の啓発、情報提供の推進 | | |
| 別添資料 | 施策分類毎に、取組みやすいように「具体的な取組みの例」を掲げている。 | | |

【公民館の指針の展開】

公民館の指針を基に、公民館は事業方針、事業計画を立てて実施し、4つの役割・機能が向上しているか、評価をしながら次期事業展開を図ることとしている。